春日市ふれあい文化センター、（仮称）地域共生交流施設および老人福祉センターの指定管理料・債務負担行為設定額の検討に係るサウンディング型市場調査 参加申込は１２月４日まで受付、対象施設を区分しての調査【春日市】

春日市は「春日市ふれあい文化センター、（仮称）地域共生交流施設及び春日市老人福祉センターの指定管理料等概算見積り及び債務負担行為設定額の検討に係るサウンディング型市場調査」の実施要領を公表した。

同市では、本年７月に実施した「（仮称）地域共生交流施設への指定管理者導入検討に係るサウンディング型市場調査」での結果及び管理運営にあたっての後続調査の結果を踏まえて、対象施設を区分し、指定管理候補者をそれぞれ選定することを見込んでいる。

今回の調査では、各施設の指定管理者の募集に先立ち、対象施設の管理・運営に関心があり、希望する指定管理区分に応じ、「指定管理料等概算見積書」と「見積内訳書」を提出することが可能な民間事業者等との対話を通じて、指定管理料などの概算額を把握し、その結果を債務負担行為の設定額、公募条件、管理運営仕様書および費用負担区分などの検討に活用することを目的として実施される。

なお施設の区分は「Ａ」が既設の文化センターと老人福祉センター部分を除く交流施設（令和１１年４月供用開始予定）、「Ｂ」が老人福祉センターで、両方の区分の参加も可能となっている。参加希望の事業者は１２月４日（金）までにメールにて申込、概算見積書・見積内訳）見積、条件確認書を１２月１８日（金）までに提出。その２営業日以降～１２月２５日（金）に対面での調査が予定されている。

「春日市ふれあい文化センター、（仮称）地域共生交流施設及び春日市老人福祉センターの指定管理料等概算見積り及び債務負担行為設定額の検討に係るサウンディング型市場調査」実施要領